多賀城市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市水道事業管理者から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年8月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時 多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署 上水道部
- 2 監査結果の報告日令和元年7月23日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日 令和元年8月7日
- 4 措置状況報告の内容 別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

1	監査の種類	定期監査
2	監査実施日	令和元年7月2日
3	監査対象部署	工務課

4 措 置 内 容

措	追	1	
	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	令和元年7月3日時間外命令簿を訂正し、主管課へ勤務実績報告書の訂正を依頼した。同9日主管課より本人あて時間外勤務手当の返納について通知した。同10日本人より返納分が納付された。短時間再任用職員の振替命令のある週休日の時間外勤務について、100/100の区分で正しく支給済だったが、誤って125/100に訂正したことによる支給誤り。今後は時間外勤務命令簿の記載内容及び勤務状況報告書への報告内容の確認について係員1名と係長の2名で行う。また勤務実績報告書の訂正をする際は事前に主管課や総務課に相談してから行う。